

玉名市令和 7 年豪雨被災事業所等廃棄物処理費用補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨により被災した事業者の事業継続を支援するため、被災ごみの処理に要した費用に対し玉名市令和 7 年豪雨被災事業所等廃棄物処理費用補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するため、玉名市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨 令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨のうち本市の区域内（以下「市内」という。）で特に雨量の多い同月 1 0 日から同月 1 1 日にかけての大雨をいう。
- (2) 事業者等 市内に事業所等を有する法人又は個人事業主をいう。
- (3) 事業所等 事業者等が事業活動若しくは店舗（店舗兼住宅を含む。）、事務所、工場、倉庫、介護施設、保育所、障害者施設、その他これらに類する施設をいう。ただし、専ら居宅として使用する部分は含まないものとする。
- (4) 浸水被害 令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨により、事業所等の床面を超える浸水又は土砂流入等の被害を受けた状態をいう。
- (5) 被災ごみ 令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨により、事業所等において発生した事業活動に伴う廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物をいう。）のうち、その事業活動に支障を来し、又は来すおそれがあるものをいう。ただし、建物本体の解体に伴う廃棄物は、原則として含まないものとする。
- (6) 被災ごみ処理費用 被災ごみの収集、運搬及び処分に要する費用をいう。
- (7) 被災証明書等 公的機関が発行するり災証明書又は被災証明書をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨により、市内の事業所等において浸水被害を受け、被災証明書等の交付を受けていること。
- (2) 現に事業活動を行っており、事業再開の意思を有していること。
- (3) 市税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその構成員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(5) 被災ごみの処分に関する他の補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が被災ごみの処理を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき許可を受けた一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者に委託して行う、次に掲げる費用とする。

(1) 被災ごみの収集運搬費

(2) 被災ごみの処分費

2 前項の補助対象経費は、令和7年8月10日の災害発生日から起算して同年9月11日までに発生した費用を対象とする。

3 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 事業者が自ら行う清掃作業に係る人件費及び機材賃借料等

(2) 対象経費が1万円以下のもの

(3) 消費税及び地方消費税

(4) 国、県等の類似補助金の交付を受けている経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件につき10万円を上限とする。

2 算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の制限)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、再度、同一の事業所等において補助金の交付の申請を行うことができない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年12月26日までに令和7年豪雨被災事業所等廃棄物処理費用補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書及び同意書（様式第2号）

(2) 市内に事業所等を有し、かつ、営業していることが確認できる書類

(3) 被災ごみ処理費用の領収書及び請求書明細の写し

(4) 水害において被災したことを証する書類

(5) 補助金振込先の口座情報が確認できる書類

(6) 市税に滞納がないことの証明書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、令和7年豪雨被災事業所等廃棄物処理費用補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、補助金を交付することができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において、補助金の交付が不適当と認めるときは、令和7年豪雨被災事業所等廃棄物処理費用補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し又は返還）

第10条 市長は、補助金交付決定者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金の交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、令和7年豪雨被災事業所等廃棄物処理費用補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、直ちにその返還を請求するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。